「個別避難計画」作成の手引き

鈴鹿市 令和6年9月

目次

| は | じめに | . 1 |
|---|--|-----|
| 1 | 避難行動要支援者 | . 2 |
| 2 | 個別避難計画 | . 3 |
| 3 | 避難支援等実施者 | . 4 |
| 4 | 個別避難計画作成・登録の流れ | . 4 |
| 5 | 地域での支援 | . 5 |
| 6 | 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画登録申出書 兼 変更届出書の様式・記入例 | . 6 |
| 7 | 個別避難計画における避難所及び避難経路の選定について | 12 |
| 8 | 発災から避難まで | 13 |
| 9 | 個人情報の取り扱いについて〜避難支援等関係者の皆様へ〜 | 22 |
| 1 | 0 避難行動要支援者への配慮 | 22 |
| 1 | 1 よくある質問 | 25 |

平成23年の東日本大震災では、死者数のうち約6割が65歳以上の高齢者で、障がい者の死亡率は、住民全体の約2倍に上ったとされています。こうした教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等を対象とした名簿(避難行動要支援者名簿)の作成が市町村に義務付けられました。

また、令和元年台風19号等による災害を踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が 改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」を作成することが努力義 務化されました。

災害時には「自分(家族)の身は自分(家族)で守る」という自助が防災の基本となりますが、自ら避難することが困難な方には、声かけや避難支援など、「地域の助け合いで災害を乗り越える」という共助が欠かせません。

「個別避難計画」は、災害発生時に避難行動要支援者を誰が支援し、どこへどのように配慮して誘導するか等について、事前に取り決めることにより、実効性のある避難支援の実現につなげていくものです。

避難行動要支援者の支援イメージ ②登録情報の提供への 鈴鹿市 同意確認 避難行動要支援者 ①名簿の作成 避難行動要支援 者名簿の作成 ③登録情報の提供への 同意の意思表示、登録 申出書の提出 ④登録情報の提供 同意を得られた方の ⑤平常時・災害時 登録情報を地域の の支援 避難支援等関係者 5平常時·災害時 に提供します。 の支援 避難支援等関係者 避難支援等実施者 (民生委員・児童委員、自治 (隣・近所の方など) 会など) ⑤協力

1 避難行動要支援者

(1) 避難行動要支援者とは

高齢者や障がい者等のうち、災害時に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、支援を必要とする方です(施設入所者を除く)。

(2)避難行動要支援者名簿とは

避難行動要支援者名簿とは、災害対策基本法に基づき、災害時に自ら避難することが困難で、避難等の支援を必要とする方を登録(掲載)しておく名簿のことをいいます。

希望により「避難行動要支援者名簿」に登録される方と、自動的に登録される方います。<u>なお、災害時要援護者台帳に登録のある方は、自動的に「避難行動要支援者名簿」に登録されます。</u>

| 希望により避難行動要支援者名簿に登録される方 | 個別避難計画の作成手続きなど |
|------------------------------|------------------------------------|
| 70歳以上の一人暮らしの方 | 民生委員・児童委員または |
| 75歳以上のみの世帯の方 | 長寿社会課へ |
| 70歳以上のみの世帯で、要介護3から5の方がいる世帯の方 | ※担当区域の民生委員・児童委 員が登録の案内に伺うことがあ |
| 要支援1・2または要介護1・2の一人暮らしの方 | ります。 |
| 療育手帳B1・B2を持つ一人暮らしの方 | |
| 精神障害者保健福祉手帳3級を持つ一人暮らしの方 | 障がい福祉課へ |
| 難病患者の方 | |
| 上記に準じる状態で支援が必要で登録を希望する方 | 健康福祉政策課へ |

| 自動的に避難行動要支援者名簿に登録される方 | 個別避難計画の作成手続きなど |
|------------------------|----------------------|
| 要介護3以上の方 | 市から個別避難計画の作成に関 |
| 身体障害者手帳1級または2級を持つ方 | する案内を順次送付します。 |
| 療育手帳A1またはA2を持つ方 | ※案内を送付する時期について |
| 精神障害者保健福祉手帳1級または2級を持つ方 | は、別途市ウェブサイト等でお |
| 災害時要援護者台帳に登録のある方 | 知らせします。 |

(3) 名簿情報の提供

避難行動要支援者のうち、平常時から個人情報を提供することに同意された方について、避難支援等関係者(自治会、自主防災組織、民生委員及び児童委員、消防署、 消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察署等)に名簿情報を提供します。

(1)個別避難計画とは

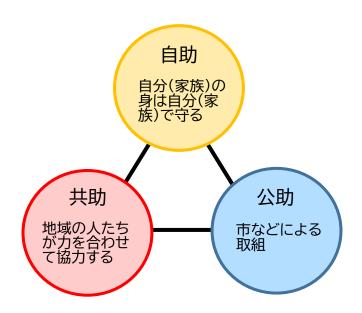
個別避難計画とは、避難行動要支援者一人ひとりが事前に作成しておく避難計画です。

災害時の避難に備えて、

- ①どの経路でどこの避難所に避難するか
- ②誰が避難を支援するか
- ③どのような配慮が必要になるか

などをあらかじめ決めておくことで、本人や家族を含めた防災意識、対応力(自助) を高めていただき、実効性のある円滑な避難につなげるものです。

また、地域の避難支援等関係者とあらかじめ個別避難計画情報を共有することで、 普段の見守りや災害が発生した時の手助けなど、地域の助け合い(共助)の力を高め ることも目的としています。



(2) 個別避難計画の作成

「個別避難計画」は、避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者への登録情報の提供に同意された方について、作成していただきます。

「個別避難計画」は作成・登録することで、優先的に避難や支援を受けられるものではありません。本人や家族がいざという時にどのように避難するかを考えておくことで、迅速な避難をするためのものです。

なお、自動的に「避難行動要支援者名簿」に登録される方には、市から「個別避難 計画」の作成に関する案内を順次送付します。

(3) 個別避難計画情報の提供

避難行動要支援者のうち、平常時から個人情報を提供することに同意された方について、避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供します。

3 避難支援等実施者

避難支援等実施者とは、避難行動要支援者の平常時の見守りや、災害時の避難場所への誘導などを行っていただく方です。隣・近所で相互に避難支援等実施者となることもできます。

避難行動要支援者から登録の依頼があった場合には、地域での助け合い(共助)に ご理解いただき、避難支援等実施者としてご協力くださいますようお願いします。

なお、避難支援等実施者としてご登録いただいた場合でも、法的責任や義務はありません。災害時は地域の皆さまも被災者です。ご自身の安全を確認していただいた上で、避難行動要支援者の避難にご協力いただきますようお願いします。

4 個別避難計画作成・登録の流れ

(希望により「避難行動要支援者名簿」に登録される方(P2 参照)の場合)

『避難行動要支援者名簿 及び 個別避難計画登録申出書①』の提出

登録情報の提供等に同意された方は、「登録者に関する情報」、「緊急連絡先」、「避難支援等実施者」などを登録申出書①に記入し、提出していただきます。

※ <u>避難支援等実施者を登録する場合は、避難支援等実施者の方から同意を得た上</u> で登録をお願いします。



『避難行動要支援者名簿及び個別避難計画登録申出書②【避難方法】』を市から送付

登録申出書①を提出していただいた方へ、市から登録申出書②【避難方法】と 避難経路例を送付します。



『避難行動要支援者名簿及び個別避難計画登録申出書②【避難方法】』の提出

「避難の方法」などを登録申出書②【避難方法】に記入し、提出していただきます。



避難支援等関係者への情報提供

市から避難支援等関係者へ登録情報を情報提供します。

※ <u>登録申出書は、提出前に必要に応じてコピーを取っていただき、ご自身での保管及び</u> ご家族・避難支援等実施者への共有を行っていただくようお願いします。

5 地域での支援

「個別避難計画」の作成だけでなく、日頃からの地域での関係づくりが、いざという時の助け合いにつながります。

災害時に備え、平常時からの取り組みを心がけましょう。

平常時の取り組み

顔の見える関係づくり

・日頃からの声かけ、見守り

情報の整理・収集

・支援が必要な人の情報収集

助け合いの体制づくり

- ・安否確認や情報伝達の方法を決めておく
- ・緊急連絡先を決めておく

避難場所・避難経路の確認

- ・ハザードマップの確認
- ・防災訓練の実施

災害時の助け合い

隣・近所で声かけ

- ・安否確認
- ・災害情報の伝達

必要に応じた支援

- ・避難場所への誘導
- ・救出救助の協力



6 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画登録申出書 兼 変更 届出書の様式・記入例

| 作成 | 民生委員 | |
|-----------------|-----------------|---|
| 作成 支援者 区分 | その他(氏名、登録者との関係: |) |

避難行動要支援者名簿 及び 個別避難計画 登録申出書① 兼 変更届出書① (表面)

| - (/) | (767d) 单加比174x | | | | | | | | | | | | |
|--------|------------------------------------|---|--|---|---|-----|--|--|--|--|--|--|--|
| | 登 録 : | 私は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難支援が必要ですので、個別避難計画を作成することに 別意し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の登録を申し出ます。 また、災害の発生に備え、登録した情報を避難支援等関係者(自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、 領防署、消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察署等)へ提供することに同意します。 私は、申出をした避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報に変更がありましたので届け出ます。 ※ | | | | | | | | | | | |
| | 2 | | こ避難行動要支援者名簿情報及び値 更があった事項についてのみ記入してく | | | , * | | | | | | | |
| | 1HV | | 避難行動要支援者名簿及び個別避の転居のほか、避難行動要支援者の | | ፤の登録について撤回するため、届け出ます。 ∶ 亥当しなくなった場合も含みます。 | ※施設 | | | | | | | |
| | 申出(届出)日 年 月 日 署名 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 代筆者署名 | | (登録者との関係:) | | | | | | | | |
| | | | | | 自宅電話 | | | | | | | | |
| | 住所 | | | | 携帯電話 | | | | | | | | |
| | 又は | 鈴鹿市 | | | その他 | | | | | | | | |
| 登 | 居所 | | | | 自治会名 | | | | | | | | |
| 録 | | (フリガナ) | | | 世份安全 生年月日 | | | | | | | | |
| 者 | 氏名 | (29/17) | | | 注が 土牛月口 上牛月口 | | | | | | | | |
| に | 以石 | | | | 男・女 | В | | | | | | | |
| 関 | | 要介護 | なし・あり【要支援1・要支援 | i | <u> </u> | | | | | | | | |
| す | | 認定 | | | 要介護3・要介護4・要介護5】 | | | | | | | | |
| る | 要 支 | | | | ・2級・3級・4級・5級・6級】 | | | | | | | | |
| 情 | 援 | 障害者 | 療育手帳 | | あり【A 1 ・ A 2 ・ B 1 ・ B 2 】 | | | | | | | | |
| 報 | 情 | 手 帳 | 精神障害者保健福祉手帳 | | | | | | | | | | |
| | 報 | 難病 | なし・あり (病名: | |) | | | | | | | | |
| | | その他 | 理由: | | , | | | | | | | | |
| | l. | ▼ 該当する | 3項目すべてに〇をつけてください | 寸 | | | | | | | | | |
| | | ①70歳. | 以上 | T | ④療育手帳を所持 | | | | | | | | |
| | ① 暮ひ | 1(2)9916 | | | | | | | | | | | |
| | ⁵ らと ⁶ しり | 「亜イ | ↑護1~5」 | | ⑤精神障害者保健福祉手帳を所持 | | | | | | | | |
| 世 | 0 9 | | 章害者手帳の1級・2級を所持 | | ⑥難病患者 | | | | | | | | |
| 帯 | υ | ⑦75歳. | 以上のみの世帯 | | ⑪療育手帳のA 1・A 2を所持 | | | | | | | | |
| の | ٤ | ⑧70歳 | 以上のみ世帯で、要介護度が | | ②精神障害者保健福祉手帳の | | | | | | | | |
| 状 | ⑦以り | 「要介 | 護3~5」の方がいる。 | | 1級・2級を所持 | | | | | | | | |
| 況 | ҈ 外暮ら | ⑨要介記 | 蒦度が「要介護 3 ~ 5 」 | | ⑬難病患者 | | | | | | | | |
| 等 | U | ⑩身体隊 | 章害者手帳の1級・2級を所持 | | | | | | | | | | |
| | 〔同居者 | | ~⑬の場合に記入 | | | | | | | | | | |
| | <u>ゅ</u> その | 他 | | + | | | | | | | | | |
| | | | 犬態で、支援が必要な理由) | | | | | | | | | | |
| | | | | • | | | | | | | | | |

| | | / 家族等による代筆の場合は、代筆者の署名をお / 略/・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 報, つずる。 施設入所等により登録を撤回する場合で、本人 | 署名が得られない場合は代筆者署名だ什で屈出へ、人を史願いします。 | | | 「一一一自治会が分からない場合は、空橋のまま 一人 にしてください。 しし トーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー | | / / 核当中の箇下中へてにつをつけてください。 | \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | /////////////////////////////////////// | / / ひど」暮らしの方は上段につをつけてください。 | りかご暮らし以外の方は 下段に のをしてください。 | \ | \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | | / / 同居されている方について、 | 一一」記入をお願います。 | | |
|---|--|---|---|----------------------------------|---------------------------|------------------------|---|--|--|---|---|----------------------------|----------------------------------|-------------------|---------------------------------------|--|-------------------|---------------------------|--------------------|--|
| 医生委員 (そのも) たる、登録者との関係: 発能 一子(巻) 上 登録申出書① 兼 変更届出書① (表面) 大 | 私は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難支援が必要ですので、個別避難計画を作成することに 引意し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の登録を申し出ます。 また、災害の発生に備え、登録した情報を避難支援等関係者(自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、 関防署、消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察署等)へ提供することに同意します。 | 引避難計画情報に変更がありましたので届け出ます。 ※ さい。 | 間十画の登録について撤回するため、届け出ます。 ※施設件に該当しなくなった場合も含みます。 | 鈴鹿 英二 | 鈴鹿 一子 (登録者との関係: 妻) | 自宅電話 | 目治会名 神戸矢田新本町 住別 生年月日 (大正(昭和) F成) 10 年 5 月 5 日 | · · 要介護 3 · 要介護 4 · 要 <i>f</i> | [1級・2級・3級・4級・5級・6級] なしあり [A1・A2・B1・B2] なしあり [1級・2級・3級] | | | ④療育手帳を所持 | ⑤精神障害者保健福祉手帳を所持 | (S 難病患者 | ⑪療育手帳のA 1・A 2を所持 | ②精神障害者保健福祉手帳の 1級・2級を所持 | 0 迎難病患者 | | 鈴鹿 一子 (妻) ーーニー | |
| 作成 民 支援者 区分 (で) 要支援者名簿 及び 個別避難計画 | 私は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難支援が必要ですので、個別避難計画を作同意し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の登録を申し出ます。 また、災害の発生に備え、登録した情報を避難支援等関係者(自治会、自主防災組織、民生委員・ 消防署、消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察署等)へ提供することに同意します。 | 私は、申出名した避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報に変更がありましたので届け出ます。 変更の場合は、変更があった事項についてのみ記入してください。 | 私は、申出をした避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の登録について撤回するため、届け出ます。 への入所、市外への転居のほか、避難行動要支援者の要件に該当しなくなった場合も含みます。 | (届出) 日 令和〇年 〇月 〇日 署名 | 代筆者署名 | 鈴鹿市 神戸一丁目の〇番××号 | (フリガナ) スネカ エイジ 鈴鹿 英二 | 要介護 なしあり (<u>要支援1</u> ・要支援2 認 定 要介護1)・要介護2 | 身体障害者手帳 なし(あり) 寮育手帳 精神障害者保健福祉手帳(| | ★▼ 該当する項目すべてにOをつけてください | | び ②要介護度が「要支援1~2」、 と 「要介護 1~5」 | ③身体障害者手帳の1級・2級を所持 | 775歳以上のみの世帯 | 2 | 6 | □ □ ● □ ● 本障害者手帳の1級・2級を所持 | [同居者の氏名]※⑦~⑬の場合に記入 | 多の他(上記①から回に準じた状態で、支援が必要な理由) |
| 避難行動 | 知感 | 三 変更 | 横回 | 1) 田曲 | | (在所 区は 区は 居所 | | (4) (A) (A) | ○情報 | 華 | | 10 | <u>Θ∼⊚</u> ‡υΣ | | | ®~ ₹ | ® | | (同居 | (上記 |

避難行動要支援者名簿 及び 個別避難計画 登録申出書① 兼 変更届出書① (裏面)

| | | 住所 | | | | | | | | | |
|-------------|---------|--------------|---|------------------|-----------|---------------------|------|--------------|----------------------|--|--|
| | | | (フリ: | ガナ) | | 電 | 話 | _ | _ | | |
| 緊 | 1 | 氏名 | *************************************** | | | · (携 | 帯) | _ | – | | |
| 急 | | | | | | 続 | 柄 | | | | |
| · 連 絡 | | 住所 | | | | | | | | | |
|) 治 先 | 2 | | (フリ: | ガナ) | | 電 | 話 | _ | _ | | |
| 76 | (2) | 氏名 | | | | (携 | 帯) | _ | _ | | |
| | | | | | | 続 | 柄 | | | | |
| 避 | | 住所 | | | | | | | | | |
| 難 | 1 | | (フリ: | ガナ) | | 電 | 話 | _ | | | |
| 支 | (1) | 氏名 | | | | 備 | 考 | | | | |
| 援 | | | | | | (支援内容等) | | | | | |
| 等 | | 住所 | | | | | | | | | |
| 実 | 2 | | (フリ: | ガナ) | | 電 | 話 | | · – | | |
| 施者 | J) | 氏名 | | | | 備 | 考 | | | | |
| | | | | | | (支援区 | 内容等) | | | | |
| | | | | 同意を得た上で記入し | | | | | | | |
| ※ 避難 | i支i | 美等実 抗 | 他者が | 必ず避難支援等に駆け | 付けることを保証す | るもので | | | | | |
| 病 か | | | 掮 | | 診療科又は持 | A1 11 1区 | | | の種類・服用頻度、 院頻度 など) | | |
| 院か | | | | | | | | <u> 地</u> 忧少 | <u> </u> | | |
| • ŋ | | | | | | | | | | | |
| 診っ | | | | | | | | | | | |
| 療け | | | | | | | | | | | |
| 所の | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 避難 | 時位 | の携行 | 品 | | | | | | | | |
| (薬・1 | | 医療資 | 材) | | | | | | | | |
| | | | | □ 立つことや歩行が | | □音 | が聞こ | えない(聞き | とりにくい) | | |
| | | | | □ 物が見えない(見 | | | | せない(話り | | | |
| 避難 | 盽(| こ必要 | な | □ 危険なことの判断 | | □知 | 人・家族 | 族の顔が分れ | からない | | |
| | 酉 | 慮 | | □ おむつ、リハビリパン | ソソル必安 | | | | | | |
| | | | | □ 医療的ケア | | | | | | | |
| | | | | (酸素 ・ インシュリ | ン・透析・その |)他(自 | 自由記え | 入欄に記載) |) | | |
| 自由記 | 入欄 | | | | | | | | | | |
| | | | | 鈴鹿市 | 使用欄 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

※避難方法の申出書は、こちらの申出書を提出していただいた後に別途郵送します。

登録中出書① 区 区 (集面) 避難する時にガのような配慮が必要かを記入 避難行動の支援に必要と考 猴を受けられる内容の記入をお願い します 避難時の市地口、避難引くの誘導なが、 定期的に受診をされている方は記入を 避難時や、避難先で必要になるもの えられる情報を記入してください。 避難支援等実施者の同意を得 見しからない 場合は空橋の中 た上で記入してください。 を記入してください。 普段の居場所等、 争にしてくだせい。 お願いつまな つわくがより。 ١ 1 1 X X X I X X X ××× ××× 鈴鹿市使用欄 2ヶ月毎に敗診 ゲンジオテンシン(1日3回服薬) 、避難時の市掛件) 半年毎に受診 インシュリンは1回2単位 登録申出書① 兼 変更届出書① (裏面) 備考(薬の種類・服用頻度 3ヶ日毎に敗診しボドバ(1日1錠) 向かいの楽 ı ı 作騒の襖 □ 音が聞こえない (聞きとり(こくい) □ 言葉が話せない (話しにくい) ▼知人・家族の顔が分からない 板肥 が存 × × × × × × X X X ××× ※避難方法の申出書は、こちらの申出書を提出していただいた後に別途郵送します。 その他(自由記入欄に記載) しボドバ)、 高山圧 ı ı 650 060 060 020 060 060 避難支援等実施者の同意を得た上で記入してください。 避難支援等実施者が必ず避難支援等に駆け付けることを保証するものではありません。 普段は2階の階段を上がって左手すぐの洋室のベッドにいます。 (支援内容等) (支援内容等) 電話 (携帯) 電話 (携帯) 電話 続柄 続柄 備老 電話 備老 パーサンンン施 診療科又(は持病 様:パーキンンン徳(1日1館。 インシュニン 內科 高血圧 而灰栀 **愛知県名古屋市中区××××** 博子 ✓透析 鈴鹿市神戸一丁目△△-△△ 避難行動要支援者名簿 及び 個別避難計画 危険なことの判断ができない ▼おむつ、リハビリパンツが必要 □ 物が見えない (見えにくい) 鈴鹿市神戸一丁目□□-□ 鈴鹿市白子駅前××-×× || || ジロウ ||照 トタベ トロコ 花子 スズカ イチロウ □ 立つことや歩行が困難 (フリガナ) セトゥ トナロ くしょくく 不田部 在膝 4トウ 鈴鹿 加藤 □ 医療的ケア V×VIII*V (酸素・ 〇〇龍系 病院名 (フリガナ) (フリガナ) (フリガナ) 避難時の携行品 (薬・介護医療資材) 避難時に必要な 住所 住所 住所 用名 用名 用名 田名 配慮 自由記入欄 (7) Θ Θ (2) Ŕ 27 ₽ 6 緊急連絡先 避難支援等実施者 病院 診療所

| 作成 | 民生委員 | |
|----|-----------------|---|
| 区分 | その他(氏名、登録者との関係: |) |

避難行動要支援者名簿 及び 個別避難計画 登録申出書② 兼 変更届出書②【避難方法】

(宛先) 鈴鹿市長 私は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難支援が必要ですので、個別避難計画を作成することに 同意し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の登録を申し出ます。 登 また、災害の発生に備え、登録した情報を避難支援等関係者(自治会、自主防災組織、民生委員・児童委 員、消防署、消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察署等)へ提供することに同意します。 私は、申出をした個別避難計画情報に変更がありましたので届け出ます。 変 更 ※変更の場合は、変更があった事項についてのみ記入してください。 申出(届出)日 年 月 \Box 署名 代筆者署名 (登録者との関係:) 生年月日 住所 又は 鈴鹿市 (大正·昭和·平成) 居所 年 月 \Box フリガナ 氏名 □自宅 名称·居住者氏名 澼 (右欄記入不要) 難 □経路例の通り 所在地•住所 風水害の 場 (右欄名称のみ記入) とき 所 連絡先 □その他 澼 避難方法、 難 避難経路に関する留意事項 0) □自宅 名称·居住者氏名 方 澼 (右欄記入不要) 難 法 津波 □経路例の通り 所在地•住所 場 (主に地震) (右欄名称のみ記入) 所 連絡先 □その他 のとき 避難方法、 避難経路に関する留意事項 避難経路(上記の避難場所を「その他」でご記入いただいた場合に、ご記入をお願いします。) 鈴鹿市使用欄

| 登録申出書(2) | でます。 | // 必ず署名をお願いします。 マー・ では といま でんぱん はいまん はい かんぱん はいまん はい はい はい はい はい とい | この事事。 | | / / / | (簡談名はこの種物を指入してください。)) | | // 遊辮・上が「そのも」で昭先の場合は、かなたの後に // 連雑するのかなかるそうに記入してください。 | | ※何葉ニようが、後言できっ、おりをおうべからう 一 関類してからを観めを願いつ中や。 | \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | // / / / / / / / | // 上記の避難場所を「その他」でご記入いただいた場 // 色に、ご記入をお願いつます。 | ころ方法例: ・地図を直接描く(記入例1)、 ・文章で経路の説明を書く(記入例2)、 ・ 、 、 、 、 、 、 、 、 | ままによって、大学のもこのでは、大学のもこのでは、 ・ ・ 「中国のためのに、 ・ ・ 「中国のためのに、 ・ ・ 「中国のためのののでは、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ |
|---|--|---|------------------|--------------------------------|---------------------|--------------------------------------|---|--|-------------|--|---------------------------------------|---|---------------------------------------|--|--|--|---|
| 作成 Bt±要員 支援者 (その型) Et3、登録者との関係: 辞能 ー子(妻)) 、 区分 (その型) Et3、登録者との関係: 辞能 一子(妻)) 、 登録申出書② 兼 変更届出書② 【避難方法】 | 「ので、個別避難計画を作成することに 1主防災組織、民生委員・児童委 1 へ提供することに同意します。 | | | 一子 | 生年月日 大正(昭和:) F成) | 10 年 5 月 5 日 | 00公民館 | | 茶のない側接に注きなる | (株名) (株名) (十) | OO町××棚地 | ××××-×××-650 | スロック塀の倒壊に注意する | ご記入をお願いします。) | 日本地理院地理院地区より | 鈴鹿市使用欄 | |
| 作成 医生参良 支援者 (表の) ため (を分 (表の) (を分 (表の) (を分 (表の) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を | 私は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難支援が必要ですので、個別避難計画を作成することに同意し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の登録を申し出ます。 また、災害の発生に備え、登録した情報を避難支援等関係者(自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防智、消防団、社会宿祉協議会、地域包括支援センター、警察署等)へ提供することに同意します。 | 私は、申出をした個別避難計画情報に変更がありましたので届け出ます。 ※変更の場合は、変更があった事項についてのみ記入してください。 | 令和O年 O月 O日 署名 新鹿 | 代筆者署名 新鹿 一子 (登録者2の関係 | 鈴鹿市 神戸一丁目00番××号 | フリガナ スス カ エイジ 鈴鹿 英二 | 遊 □ 自宅 名称·居住者氏名 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 | Jの通り 所の かみ記入) | 一 その他 | 政難辞品に関する留局事項 | (右欄記入不要) 所在地・住所 所在地・住所 | (香棚名物のみ記人) 連絡先 をの他 | 避難方法、 選難経路に関する留意事項 スロック権 | (上記の避難場所を「その他」でご記入いただいた場合に、ご記入をおぼ | | | 路に出る。 交差点を左折。 行折し、右手 1 件目の家。 |
| 避難行動要支 (宛先) 鈴鹿市長 | 和は、災 登 同意し、追 録 また、災 員、消防! | ② 私は、申 □ 更 ※変更の | 日(田里)田山 | | 住所 又は 居所 | 氏名 | | 風水害の | 製 | . е к | | (王に地濃) のとき | | <u> </u> | | 記入例2 | 自宅を出て道路に出る。 左手に進み、交差点をな なの交差点を右折し、を |

避難行動要支援者名簿 及び 個別避難計画 登録申出書①を提出していただいた方へ、市から登録申出書② 【避難方法】 と 「風水害のとき」及び「津波(主に地震)のとき」の避難経路例を送付します。(P4「個別避難計画作成・登録の流れ」参照) 避難経路例の避難所及び避難経路の選定方法は、下記のとおりです。

避難経路例を参考に登録申出書② 【避難方法】を記入していただき、市へ提出をお 願いします。

<u>なお、避難経路例はあくまで一例になりますので、避難場所を他に決められている場合は、登録申出書</u>②にその情報を記入してください。

風水害のとき

避難所

鈴鹿市においては、気象警報(大雨・洪水・暴風・高潮)発表時に**自主避難所** (風水害時初期開設避難所)が27か所開設されます。(P15、16 表①参照) 「個別避難計画」の風水害時においては、この27か所の避難所から選定しま す。

避難経路例における避難所及び避難経路の選定方法

<u>洪水浸水区域・高潮浸水区域・土砂災害警戒区域内に住所がある方</u>を対象に、2 7か所の避難所のうち最寄りのものを選定します。また、避難経路はシステムによって自動で選定します。

ただし、上記の3つの区域<u>外</u>に住所がある方については、在宅避難が有効と考えられますので、自宅を避難場所として選定しています。

津波(主に地震)のとき

避難所

大地震が起きたとき、鈴鹿市においては必要に応じて避難所が順次開設されますが、「地震時優先開設」に指定されている避難所が優先して開設されます。(全58か所)(P17~20 表②参照)

「個別避難計画」の地震時においては、この58か所の避難所から選定します。

避難経路例における避難所及び避難経路の選定方法

<u>津波浸水区域内に住所がある方</u>を対象に、58か所の避難所のうち最寄りのもの を選定します。また、避難経路はシステムによって自動で選定します。

ただし、上記の区域<u>外</u>に住所がある方については、津波からの避難の必要がありませんので、自宅を避難場所として選定しています。(地震の揺れにより自宅が被害を受けられた場合は避難所への避難が必要ですが、個人により差があるため、共通して自宅を選定しています)

風水害のとき

(1)避難情報 (鈴鹿市から発令されるもの)

高齢者等避難:これが出たら避難!

発令基準:発令基準となる水位に対象河川が達したとき、大雨警報(土砂災害)が発表されたとき、高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき)が発表されたときなどに、対象地域に発令します。(下図参照)

| \n. ### - + | | 逆難情却が祭今 | された場合、どのような状況 | でどんか行動をとら |
|---------------|----------------------------|-------------------|---|---|
| 避難情報 | と避難行動 | | いか確認しましょう。 | てこんな11到をこう |
| 警戒レベル | 避難情報等 | 周囲の状況 | 市民が取るべき行動 | 防災気象情報※ |
| 1 | 早期注意情報 (気象庁が発表) | 今後の気象状況 悪化のおそれ | 災害への 心構えを高める | 早期注意情報 |
| 2 | 大雨・洪水 高潮注意報 (気象庁が発表) | 気象状況悪化 | 自らの避難行動を確認 | 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報 |
| 3 | 高齢者等避難 (鈴鹿市が発令) | 災害発生の おそれあり | 危険な場所から 高齢者等は避難 早めの避難を!! | 大雨警報 洪水警報 高潮注意報※ ※高潮警報に切り替える 可能性が高いものなど |
| | | | | 3.2 |
| 4 | 避難指示 (鈴鹿市が発令) | 災害発生の おそれ高い | 危険な 場所から 全員避難 移動が危険な 場合は2階以上へ 垂直避難! | 高潮警報 氾濫警戒情報 土砂災害 警戒情報 |
| 4 | (鈴鹿市が発令) | | 場所から 全員避難 移動が危険な 場合は2階以上へ | 高潮警報 氾濫警戒情報 土砂災害 |
| 4 5 | (鈴鹿市が発令) | | 場所から 全員避難 移動が危険な 場合は2階以上へ 垂直避難! | 高潮警報 氾濫警戒情報 土砂災害 |

(2) 避難の流れ

- ①災害情報を収集する 風水害においては、事前の情報収集が重要です。自身で情報を収集し、避難の準備 を行いましょう。(P21 参照)
- ②自分の地域に高齢者等避難が発令されたら、避難所へ避難する。

津波(主に地震)のとき

(1) 避難情報(鈴鹿市から呼びかけ・発令されるもの)

自主避難の呼びかけ、高齢者等避難:これが出たら避難!

発令基準:南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたときに、津波浸水区域内の対象地域に発令します。

※南海トラフ地震臨時情報とは…南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合 等に、気象庁が発表するものです。

避難指示:これが出たら避難!

発令基準:津波警報、大津波警報が発表されたときに、津波浸水区域内の対象地域に

発令します。

(2) 避難の流れ

- ①緊急地震速報が鳴ったら、自分の身を守る。※机の下に潜る、頭を守るなど。
- ②揺れが収まったら一旦、落下物等の危険のない広い土地へ避難する。
- ③津波浸水区域内に住所がある方は、浸水区域外まで避難する。
- ④自宅が地震・津波により被災した場合は、避難所へ避難する。

表①【風水害】自主避難所(初期開設避難所)

| 地区 | 番号 | 名称 | 住所 | 電話 | 標高 (m) | 風水害時 別期開設 | 基幹収容 所 |
|----------------|----|-----------|------------------|----------|-----------|--------------|-----------|
| 国府 | 1 | 国府公民館 | 国府町 3294 | 379-1818 | 43.2 | 0 | |
| 庄野 | 2 | 庄野公民館 | 庄野町 17-7 | 370-0423 | 21.1 | 0 | |
| 加佐登 | 3 | 加佐登公民館 | 高塚町 1068-1 | 378-7422 | 54.8 | 0 | |
| 牧田 | 4 | 牧田公民館 | 平田東町 4-11 | 370-2978 | 24 | 0 | |
| 石薬師 | 5 | 石薬師公民館 | 石薬師町 2022-1 | 374-2990 | 42.5 | 0 | |
| | 6 | 白子小学校体育館 | 白子一丁目 12-12 | 386-0039 | 1.9 | 0 | 0 |
| 白子 | 7 | 鼓ヶ浦小学校体育館 | 寺家一丁目 41-1 | 386-3355 | 1.5 | 0 | 0 |
| | 8 | 愛宕公民館 | 東江島町 21-6 | 388-5909 | 4.7 | 0 | |
| 稲生 | 9 | 稲生公民館 | 稲生塩屋三丁目 2- 34 | 387-0479 | 9.3 | 0 | |
| 飯野 | 10 | 飯野公民館 | 西條町 463 | 382-4954 | 10 | 0 | |
| 河曲 | 11 | 河曲公民館 | 河田町 370-10 | 382-5837 | 11.3 | 0 | |
| 一ノ宮 | 12 | 長太小学校体育館 | 長太旭町五丁目 4- 5 | 385-0315 | 2.2 | 0 | 0 |
| | 13 | 一ノ宮公民館 | 一ノ宮町 1755 | 383-8858 | 6.4 | 0 | |
| 箕田 | 14 | 箕田小学校体育館 | 南堀江一丁目 1-1 | 385-0506 | 4 | 0 | 0 |
| Д Ш | 15 | 箕田公民館 | 中箕田町 1131-1 | 382-5202 | 4.1 | 0 | |
| 玉垣 | 16 | 玉垣公民館 | 北玉垣町 980 | 382-9781 | 8.2 | 0 | |
| 若松 | 17 | 若松公民館 | 若松中二丁目 3-8 | 385-1919 | 3.9 | 0 | |

| 地区 | 番号 | 名称 | 住所 | 電話 | 標高 (m) | 初期開設 風水害時 | 基幹収容 |
|-----|----|-------------|-------------|----------|-----------|--------------|------|
| 神戸 | 18 | 神戸公民館 | 神戸二丁目 17-40 | 383-1204 | 10.5 | 0 | |
| 栄 | 19 | 栄公民館 | 五祝町 1073 | 387-0452 | 3.1 | 0 | |
| 天名 | 20 | 天名公民館 | 御薗町 5306 | 372-0430 | 9.9 | 0 | |
| 合川 | 21 | 合川公民館 | 三宅町 2141 | 372-0432 | 12.1 | 0 | |
| 井田川 | 22 | 井田川公民館 | 西冨田町 11 | 378-9390 | 26.8 | 0 | |
| 久間田 | 23 | 久間田公民館 | 下大久保町 797-1 | 374-2997 | 63.4 | 0 | |
| 椿 | 24 | 椿公民館 | 山本町 747-2 | 371-1786 | 153.5 | 0 | |
| 深伊沢 | 25 | 深伊沢公民館 | 深溝町 1560-1 | 374-2996 | 77.2 | 0 | |
| 鈴峰 | 26 | 鈴峰公民館 | 伊船町 1009-5 | 371-1747 | 98.5 | 0 | |
| 庄内 | 27 | 庄内公民館 | 東庄内町 2430-2 | 371-1956 | 92 | 0 | |

※ 収容避難所(指定避難所)は全て耐震性を有している。

※ 風水害時初期開設 :大雨・洪水・暴風・高潮の気象警報発表時、自主避難所として開設 する避難所

※ 基幹収容避難所 :備蓄物資を置いている避難所

表②【地震】地震時優先開設避難所

| 地区 | 番号 | 名称 | 住所 | 標高 (m) | 優 失 開 設 | 基幹収容 |
|-----|----|-----------|-------------|-----------|------------------|------|
| 国府 | 1 | 国府小学校体育館 | 国府町 2373-1 | 40 | 0 | 0 |
| | 2 | 平田野中学校体育館 | 国府町 9105-1 | 44.5 | 0 | 0 |
| | 3 | 国府公民館 | 国府町 3294 | 43.2 | 0 | |
| | 4 | 住吉公民館 | 住吉一丁目 22-3 | 29.9 | 0 | |
| 庄野 | 5 | 庄野小学校体育館 | 庄野東二丁目 5-35 | 22.4 | 0 | 0 |
| 122 | 6 | 庄野公民館 | 庄野町 17-7 | 21.1 | 0 | |
| | 7 | 加佐登小学校体育館 | 高塚町 1069 | 55.8 | 0 | 0 |
| 加佐登 | 8 | 白鳥中学校体育館 | 加佐登三丁目 1-1 | 46.2 | 0 | 0 |
| | 9 | 加佐登公民館 | 高塚町 1068-1 | 54.8 | 0 | |
| | 10 | 清和小学校体育館 | 算所五丁目 21-12 | 19.4 | 0 | 0 |
| | 11 | 牧田小学校体育館 | 岡田一丁目 29-1 | 20.4 | 0 | 0 |
| 牧田 | 12 | 明生小学校体育館 | 大池二丁目 13-1 | 27.4 | 0 | 0 |
| | 13 | 清和公民館 | 算所五丁目 21-1 | 19.8 | 0 | |
| | 14 | 牧田公民館 | 平田東町 4-11 | 24 | 0 | |
| 石薬師 | 15 | 石薬師小学校体育館 | 石薬師町 1713 | 45.2 | 0 | 0 |
| | 16 | 石薬師公民館 | 石薬師町 2022-1 | 42.5 | 0 | |

| 地区 | 番号 | 名称 | 住所 | 標高 (m) | 優 先 開 設 | 基幹収容 |
|----------------|----|-----------|---------------|-----------|------------------|------|
| 白子 | 17 | 旭が丘小学校体育館 | 東旭が丘五丁目 3-18 | 12.9 | 0 | 0 |
| | 18 | 白子中学校体育館 | 中旭が丘四丁目 5-62 | 8 | 0 | 0 |
| | 19 | 旭が丘公民館 | 中旭が丘三丁目 13-30 | 10.8 | 0 | |
| | 20 | 鈴鹿市武道館 | 江島台二丁目 6-1 | 11 | 0 | 0 |
| 稲生 | 21 | 稲生小学校体育館 | 稲生三丁目 10-1 | 12 | 0 | 0 |
| 110-11- | 22 | 稲生公民館 | 稲生塩屋三丁目 2-34 | 9.3 | 0 | |
| | 23 | 飯野小学校体育館 | 三日市南二丁目 1-7 | 22.2 | 0 | 0 |
| 飯野 | 24 | 創徳中学校体育館 | 三日市町 1803-8 | 21.4 | 0 | 0 |
| | 25 | 飯野公民館 | 西條町 463 | 10 | 0 | |
| 河曲 | 26 | 河曲小学校体育館 | 十宮町 719-2 | 12 | 0 | 0 |
| | 27 | 神戸中学校体育館 | 十宮町 1335 | 12 | 0 | 0 |
| | 28 | 河曲公民館 | 河田町 370-10 | 11.3 | 0 | |
| 一ノ宮 | 29 | 一ノ宮小学校体育館 | 一ノ宮町 557 | 7.2 | 0 | 0 |
| | 30 | 一ノ宮公民館 | 一ノ宮町 1755 | 6.4 | 0 | |
| 箕田 | 31 | (美田小学校体育館 | 南堀江一丁目 1-1 | 4 | 0 | 0 |
| Д Ш | 32 | 箕田公民館 | 中箕田町 1131-1 | 4.1 | 0 | |
| | 33 | 桜島小学校体育館 | 桜島町四丁目 12 | 14.8 | 0 | 0 |
| 玉垣 | 34 | 玉垣小学校体育館 | 北玉垣町 947 | 8.1 | 0 | 0 |
| | 35 | 千代崎中学校体育館 | 東玉垣町 2863 | 7.8 | 0 | 0 |

| 地区 | 番号 | 名称 | 住所 | 標高 (m) | 地震時 優先開設 | 基幹収容 所 |
|-------------------|----|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 玉垣 | 36 | 玉垣公民館 | 北玉垣町 980 | 8.2 | 0 | |
| | 37 | ふれあいセンター | 南玉垣町 6600 | 12.2 | 0 | |
| 神戸 | 38 | 神戸小学校体育館 | 神戸二丁目 12-10 | 10.7 | 0 | 0 |
| 1177 | 39 | 神戸公民館 | 神戸二丁目 17-40 | 10.5 | 0 | |
| | 40 | 郡山小学校体育館 | 郡山町 710-6 | 23.4 | 0 | 0 |
| 栄 | 41 | 天栄中学校体育館 | 秋永町 1839 | 12.8 | 0 | 0 |
| | 42 | 郡山公民館 | 郡山町 540-8 | 16 | 0 | |
| 天名 | 43 | 天名小学校体育館 | 御薗町 2500 | 10 | 0 | 0 |
| | 44 | 天名公民館 | 御薗町 5306 | 9.9 | 0 | |
| 合川 | 45 | 合川小学校体育館 | 三宅町 3694-2 | 23.8 | 0 | 0 |
| | 46 | 合川公民館 | 三宅町 2141 | 12.1 | 0 | |
| 井田川 | 47 | 井田川小学校体育館 | 和泉町 814 | 29.4 | 0 | 0 |
| ут шлі | 48 | 井田川公民館 | 西冨田町 11 | 26.8 | 0 | |
| 久間田 | 49 | 久間田公民館 | 下大久保町 797-1 | 63.4 | 0 | |
| 椿 | 50 | 椿小学校体育館 | 山本町 750 | 158.6 | 0 | 0 |
| | 51 | 椿公民館 | 山本町 747-2 | 153.5 | 0 | |
| 深伊沢 | 52 | 鈴西小学校体育館 | 深溝町 3172-1 | 77.2 | 0 | 0 |
| | 53 | 深伊沢公民館 | 深溝町 1560-1 | 77.2 | 0 | |

| 地区 | 番号 | 名称 | 住所 | 標高 (m) | 地震時 優先開設 | 基幹収容 所 |
|----|----|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 鈴峰 | 54 | 深伊沢小学校体育館 | 伊船町 1693 | 93 | 0 | 0 |
| | 55 | 鈴峰中学校体育館 | 長澤町 1867-1 | 96.6 | 0 | 0 |
| | 56 | 鈴峰公民館 | 伊船町 1009-5 | 98.5 | 0 | |
| 庄内 | 57 | 庄内小学校体育館 | 東庄内町 2458-1 | 90.9 | 0 | 0 |
| | 58 | 庄内公民館 | 東庄内町 2430-2 | 92 | 0 | |

- ※ 収容避難所(指定避難所)は全て耐震性を有している。
- ※ 地震時優先開設 :大地震発生時、優先的に開設する避難所
- ※ 基幹収容避難所 :備蓄物資を置いている避難所

情報の入手方法

インターネットの活用

各種気象警報などの緊急情報は、様々な媒体を利用して発信されます。一つの伝達手段に頼ることなく確実に緊急情報を得られるように、緊急時は自ら情報収集に努めましょう。

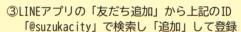
鈴鹿市の防災情報

鈴鹿市公式 LINE アカウント

鈴鹿市では、鈴鹿市公式LINEによる市の情報発信を行っています。

アカウント名:鈴鹿市 アカウント ID:@suzukacity 「LINE」アプリをスマートフォンなどにインストールした後、下記のいずれかの方法で、鈴鹿市公式LINEアカウントを「友だち追加」してください。

- ①LINEアプリで右のQRコードを読み取り、 「鈴鹿市」を「追加」して登録
- ②LINEアプリのホーム画面で、「鈴鹿市」 を検索し「追加」して登録



④災害情報通知の受取方法 登録後、トーク画面「★まずは受信設定を!」 のURLをクリック → 受信設定画面の災害情報を 「受信する」にチェック。その他知りたい情報や 必要な項目を記入し送信。

鈴鹿市ウェブサイト「災害速報」

鈴鹿市で発生している災害速報を確認でき ます。



鈴鹿市公式 X (旧 Twitter)

災害時には避難情報等をお知らせします。



鈴鹿市公式Facebook

災害時には避難情報等をお知らせします。



鈴鹿市災害メール

スマートフォンやタブレットなどをお持ちでない方や、LINEアプリを利用されていない方に向けて、「鈴鹿市災害メール」を配信しています。下記アドレスに電子メールを送信すると登録用ページのURLを記載したメールが届きますので、アクセスのうえ、ご登録ください。※「鈴鹿市災害メール」は、アドレス誤りや受信拒否設定の場合は配信されませんので、ご注意ください。

- ●登録用メールアドレス saigai.suzuka-city@raiden2.ktaiwork.jp
- ●登録用QRコード



気象情報・雨量、河川、土砂災害情報等

気象庁「キキクル(危険度分布)」

土砂災害、浸水害、洪水災害からあなたやご 家族の命を守るための情報が確認できます。



津地方気象台

気象台の発表する気象情報や警報・注意報などが確認できます。



国交省「川の防災情報」

全国の川の水位や洪水予警報、レーダ雨量、 河川カメラ画像などをリアルタイムで確認 できます。



三重県土砂災害情報提供システム

大雨で土砂災害発生の危険性が高まった時、 三重県と津地方気象台が共同発表する気象 情報です。



重ねるハザードマップ

災害リスク情報や防災に役立つ情報を重ね て閲覧できます。



緊急速報メール(エリアメール)

緊急速報メールとは、気象庁が配信する緊急地震速報や 津波警報、市が配信する避難指示等の避難情報を主要な 携帯電話事業者と契約した携帯電話で受信することがで きるサービスです。

※通話中や電波状況が悪いと受信しない場合があります。

- 事前の申し込みや通信料などは不要です。
- 一部対応していない機種があります。詳しくは各携帯電話会社にご確認ください。

防災みえ.jp

登録者の携帯電話に、電子メールで三重県内の災害情報 をお届けするサービスです。

地震、津波、台風、大雨などの防災気象情報、避難指示、 避難所開設などの緊急防災情報などを配信します。

土砂災害警戒情報や河川の水位情報なども 配信されます。

※メール配信サービスは登録が必要です。



9 個人情報の取り扱いについて~避難支援等関係者の皆様へ~

避難行動要支援者名簿に登載される避難行動要支援者の多くは、高齢者や障がい者です。個人情報が漏えいすることにより、情報が悪用され、被害を受ける恐れにもつながりかねません。

このため、取り扱いにあたっては、個人情報が漏えいすることがないよう、適正に 取扱うことが求められます。

(1)避難行動要支援者名簿・個別避難計画(以下、「名簿等」)の管理について 名簿等は紛失することのないよう部外者が容易に持ち出したり、閲覧したりする ことができない場所に保管するとともに、その内容が、支援に関係しない人に知ら れることがないよう適切に管理してください。

(2) 名簿等の利用について

名簿等は、災害時における情報提供、安否確認、 避難誘導、救出活動等、また 災害時におけるこれらの活動を容易にするために日常生活において行う見守り活 動、声かけ、防災訓練等の目的以外で利用することや、第三者に提供することはで きません。

また、名簿等に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を第三者に漏らすことがないようにしてください。避難支援等関係者でなくなった後も同様です。

10 避難行動要支援者への配慮

(1) 高齢者 (要介護認定を受けている人など)

特徴:体力が衰え身体能力が低下している場合があります。 認知症により、自分で判断し、行動することが困難な場合があります。

避難支援時の配慮

- ・足腰が弱っている場合があります。手荷物などがある場合は、一緒に持つよう にしましょう。
- ・移動に車いすやストレッチャーなどの移動用具が必要な場合は、道路の幅を確認するとともに、段差・傾斜・スピードなどに気を付けて移動しましょう。
- ・危険な状況や避難の必要性が分からない場合があります。簡単な言葉でゆっくりと説明をしましょう。また、誘導時は必ず誰かが付き添い、一人にしないようにしましょう。

②視覚障がい者

特徴:異変や危険を感じ取ることができないまたは難しい場合があります。 そのため、移動や情報取得が課題となります。

避難支援時の配慮

- ・声が聞こえても周囲の状況が分かりづらいため、腕や服装に軽く触れながら声 をかけましょう。
- ・避難誘導時には、杖を持たない方の手で腕を持ってもらい、歩行速度に気を付け、斜め一歩前を歩きましょう。また、周囲の状況を伝えながら歩きましょう。

③肢体不自由者

特徴:自力での歩行や素早い行動が困難な場合があります。 そのため、移動が課題となります。

避難支援時の配慮

・車いすに乗っているからといって、足だけが不自由とは限りません。どのよう な支援が必要かを確認しましょう。

④聴覚障がい者

特徴:音声での避難情報が聞き取れない可能性があります。 そのため、情報取得が課題となります。 外見だけでは、障がいがあるか判断できない場合があります。

避難支援時の配慮

- ・すべての方が手話を使えるわけでありません。はじめに、筆談などで「何ができるか」を確認しましょう。
- ・文字だけではなく、身振り手振りや表情、口の動きなど工夫して情報を伝えま しょう。

⑤内部障がい者

特徴:外見だけでは、障がいがあるか判断できない場合が多く、対処が遅れると命 に関わる問題となります。

障がいの種類によっては、自力での避難が難しい場合があります。 そのため、周囲からのサポートが課題となります。

避難支援時の配慮

・目に見えない障がいであり、判断が難しく、命に関わる障がいのため、医療的 サポートが必要な場合は、消防や医療機関への連絡をお願いします。

⑥知的障がい者

特徴:普段と違う状況にパニックになってしまう場合があります。 そのため、避難が単独では難しい場合があります。

避難支援時の配慮

- ・一人では理解や判断をすることが苦手な場合あります。やさしく簡潔に伝えま しょう。
- ・「大声を出す」「飛び跳ねて泣き叫ぶ」などの様子が見えたら、パニックになっている可能性があります。冷静な態度で接し、見守りましょう。決して叱らないようにしましょう。
- ・言葉で危険を理解できないときは、手を引くなどして誘導しましょう。

⑦精神障がい者

特徴:普段から服用している薬や治療を必要とする場合があります。 環境の変化に対し大きな不安を感じ、過度な疲労やストレスから日常生活に 支障が生じる可能性があります。

避難時の配慮

- ・精神障がいには様々な症状があります。まずは笑顔で、やさしく声をかけましょう。
- ・災害の発生により、落ち着きを失っていたら声をかけ周囲の状況などを伝えま しょう。

11 よくある質問

Q:個別避難計画は、必ず作成しなければならないのですか。

A:必ず作成しなければならないものではなく、あくまでも避難行動要支援者本人またはご家族の同意のもとで作成するものですが、災害時の避難支援の実効性が高まることが期待されるため、可能な限り作成をお願いしているものです。作成を通じてご自身がどう避難するかを考えていただくことが大切です。

Q:個別避難計画は、どのように活用されますか。

A:民生委員や自治会、地域包括支援センターなどの避難支援関係者に提供し、普段の 見守りや災害発生時の避難支援に活用されます。

Q:避難支援等実施者には誰になってもらえばいいですか。

A:避難支援等実施者は、ご自身やご家族などで、隣・近所にお住いの親族、友人、知人の方など、災害時に早く駆け付けられるような方を考えた上で、その方に同意を得てから記入してください。どうしても見つからない場合は、空欄のままで登録申出書を提出していただき、見つかった際に変更届出書を提出いただくようお願いします。

Q:避難支援等実施者になると、必ず支援をしなければならないですか。

A:災害時には、避難支援者等実施者も被災する可能性があるため、避難支援は、ご自身や家族の生命・身体の安全を確保した上で、可能な範囲で実施していただくもので、法的な責任や義務を負うものではありません。

Q:避難行動要支援者支援の取組は、これまでの災害時要援護者制度と何が違うのですか。

A:避難行動要支援者支援の取組は、個別避難計画を作成することにより、避難行動要 支援者がどこに避難するかなどを事前に決めることにより、災害時の避難支援の実 効性を高めようとする取組ですが、地域の支援者に対しては、制度の運用面で災害 時要援護者制度と大きな変更点はありません。

【お問い合わせ】

鈴 鹿 市

〒 513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

健康福祉政策課 TEL 382-9012 (民生委員・児童委員について)

長 寿 社 会 課 TEL 382-7935 (高齢者等の登録について)

障がい福祉課 TEL 382-7626 (障がい者等の登録について)

FAX 382-7329 (障がい福祉課 直通 FAX 番号)

防災危機管理課 TEL 382-9968 (避難所・避難経路、災害対策、防災訓練等について)